

新たながん医療提供体制の構築について（案）

【基本方針】

- 広島県のがん医療提供体制の基本システムとして「がん医療ネットワーク」を構築する。
- ネットワークにおける各圏域での医療連携の中心施設として「拠点病院」を位置付ける。
- がん対策推進計画やアクションプランの確実に実施に向け、医療連携やがん検診、在宅緩和ケアなど、重点分野の施策が推進されるよう、拠点病院の機能強化を促進する。
- がん診療施設を適正に評価するため、国の「拠点病院制度」に準じる県独自の指定制度の創設を検討する。

1 「がん医療ネットワーク」の方向性

- 乳がんをモデルに構築を進めている「がん医療ネットワーク」を5大がんに拡大し、原則として二次医療圏ごとに、検診から精密診断、周術期治療、フォローアップまで医療機関が役割分担・連携した医療体制を構築する。
 - ・ 基本的には二次医療圏単位でのネットワークの構築を目指す。その中で「がんの医療圏域」の設定についても検討していく。
- 「がん医療ネットワーク」は、地域連携クリティカルパスの運用や、研修あるいは合同カンファレンスなどにより、検診精度や治療水準の均てん化を図るものとし、その中心的役割は「拠点病院」が担う。
 - ・ 「乳がん」のネットワーク体制や機能をモデルとして5大がんに適用する。（部位ごとの特徴等により柔軟に対応）

2 がん診療連携拠点病院の指定の方向性

- 医療連携や均てん化の推進により県全体のがん医療機能水準の向上を図るため、国の方針に基づき、原則、各圏域から「拠点病院」を1施設推薦するが、がん医療の連携協力体制がより一層図られることが見込める場合は、複数の施設を推薦する。
 - ・ 広島圏域の4病院は引き続きネットワーク型がんセンターとして複数配置とする。
 - ・ がん対策推進計画の達成に向け、推薦希望の申請に当たっては、医療従事者等の人材育成機能の充実や患者支援等を推進するための強化プログラムの策定を求める。
 - ・ 複数の施設を推薦する場合は、研修や患者支援等の機能を重点的に評価し、県としての優先順位を明示する。
- 複数の施設を推薦して一部が認められない場合など、「拠点病院」と同等の医療機能を確保しながら指定されない施設については、その機能を適正に評価し県民等に正確な情報提供を行うとともに、さらなるがん治療水準の向上を促進するため、県独自の指定制度の創設を検討する。
 - ・ 県独自の指定制度は、当面、国の制度を補完するものとして位置付けるが、5大がんの医療ネットワークを構築した時点で、改めて制度のあり方を見直すこととする。

5大がんにかかる医療連携体制の構築に向けた方針について

平成20年3月に策定した「広島県がん対策推進計画」に基づき、5大がんにかかる部位別のがん医療連携体制の構築について、計画期間である平成24年度を目途として、今年度策定する「広島県がん対策推進計画 アクションプラン」に位置付ける。

がん部位別医療連携体制等検討スケジュール（案）

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度～	
がん計画等のスケジュール			広島県がん対策推進計画 計画期間					新計画	
		既存のがん診療連携拠点病院の指定期間			新指針に基づくがん診療連携拠点病院の指定期間(～H26.3)				
					地域連携パスの整備期限(H23.10)				
乳がん		機能区分等についての検討	●機能別施設群医療機関名公表 ●地域連携パス、人材育成、均てん化の検討など		●地域連携パスの運用、人材育成、均てん化推進など、がん医療ネットワークの継続的運営				
肺がん			機能区分等についての検討	●機能別施設群医療機関名公表 ●地域連携パス、人材育成、均てん化の検討など		●ネットワークの継続的運営等			
肝がん				機能区分等についての検討	●機能別施設群医療機関名公表、地域連携パスの検討等		●ネットワークの継続的運営等		
大腸がん 胃がん	消化器がん				機能区分等についての検討	●機能別施設群医療機関名公表、地域連携パスの検討、ネットワークの運営等			
					機能区分等についての検討	●機能別施設群医療機関名公表、地域連携パスの検討、ネットワークの運営等			